

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年1月14日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

【会社名】 イオン株式会社

【英訳名】 AEON CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 岡田元也

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 末次賢一

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 末次賢一

【縦覧に供する場所】 イオン株式会社 東京事務所  
(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第85期 第3四半期連結 累計期間	第86期 第3四半期連結 累計期間	第85期 第3四半期連結 会計期間	第86期 第3四半期連結 会計期間	第85期
会計期間	自 平成21年 3月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 9月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 3月1日 至 平成22年 2月28日
売上高 (百万円)	3,346,108	3,335,061	1,075,542	1,087,474	4,542,599
経常利益 (百万円)	54,104	101,128	22,027	33,556	130,198
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( ) (百万円)	9,926	49,121	4,755	15,493	31,123
純資産額 (百万円)			1,089,876	1,198,772	1,144,434
総資産額 (百万円)			3,893,201	3,831,829	3,785,288
1株当たり純資産額 (円)			1,044.05	1,143.67	1,098.56
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 又は1株当たり四半期 純損失金額( ) (円)	12.97	64.20	6.22	20.25	40.68
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)		56.22	6.13	17.68	39.21
自己資本比率 (%)			20.5	22.8	22.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	74,498	135,811			361,096
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	290,133	67,037			324,573
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	236,217	80,492			11,179
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			252,830	262,826	280,521
従業員数 (人)			75,970	74,499	76,520

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第85期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載の通りです。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(人)	74,499[169,525]
---------	-----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、[ ]は外書で、当第3四半期連結会計期間の臨時従業員数であります。
- 2 臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員（但し、1日勤務時間8時間換算による）であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(人)	347[62]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、関係会社等からの受入出向者452人を含み、関係会社等への出向者121人を除いておりません。
- 2 従業員数の[ ]は外書で、当第3四半期会計期間の臨時従業員数であります。臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員（但し、1日勤務時間8時間換算による）であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称等	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
総合小売事業		
ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア	627,774	99.9
スーパーマーケット	281,634	110.7
コンビニエンスストア	26,785	107.6
その他	66,531	108.4
総合小売事業計	1,002,725	103.4
専門店事業	130,715	103.0
ディベロッパー事業	41,796	104.6
サービス等事業		
金融サービス	37,527	100.1
その他	227,717	95.7
サービス等事業計	265,244	96.3
小計	1,440,481	102.0
消去又は全社	(213,300)	101.3
合計	1,227,180	102.2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 コンビニエンスストアの営業収益には、加盟店の売上高(当第3四半期連結会計期間91,270百万円)は含んでおりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における経済環境は、国の経済対策による消費支出の拡大や新興国市場の需要拡大による輸出関連部門の復調等、一部で企業業績に緩やかな回復傾向が見られました。

しかしながら、雇用情勢や所得水準は引き続き厳しい状況にあり、また、長引く円高・株安傾向等により国内経済の先行きは依然として不透明感が払拭されない状況にありました。

当社は、中長期的な成長ステージに向けた、平成24年2月期を初年度とするグループの中期経営計画を確実に達成するための体制づくりを進めるとともに、より一層の収益改善に取り組みました。当第3四半期連結会計期間の営業収益は、グループの経営資源を最大限に活用した施策やお客さまのニーズに対応した商品及びサービスの提供等が奏功し、前年同四半期実績を上回って進捗しました。くわえて、グループの中核をなすGMS（総合スーパー）事業を中心に、引き続きグループ全体で販売費及び一般管理費を見直し、コスト構造改革に努めることで利益改善が一層進みました。

以上の取り組みの結果、当第3四半期連結会計期間の連結業績は、営業収益1兆2,271億80百万円（対前年同四半期比102.2%）、営業利益311億83百万円（同152.0%）、経常利益335億56百万円（同152.3%）、四半期純利益は154億93百万円（同325.8%）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 総合小売事業

##### （総合スーパー事業）

国内GMS事業各社においては、衣料をはじめ季節商材に対する需要の高まりやエコポイント制度の変更による家電製品への購買意欲の高まり、並びにたばこの増税によるまとめ買い需要に対応し、品揃え及び売場展開の拡大等に取り組みました。さらに、平成22年10月に全国のイオンのSC（ショッピングセンター）と直営のGMS店舗で実施した一斉セールの効果や「お客さま感謝デー」「火曜市」「お客さまわくわくデー」等の施策がお客さまの増加に確実につながり、当第3四半期の3ヶ月間において国内GMS事業合計の既存店売上高が前年同四半期実績を上回りました。さらに、販管費削減や在庫コントロール等、グループ各社における収益構造改革を引き続き強化し、国内GMS事業合計では増収増益となりました。

GMS事業の中核であるイオンリテール(株)では、グループインフラを活用したセールの実施や商品展開等によりお客さまのニーズにいち早く対応したことが奏功し、対前年同四半期比の既存店売上高は、第1四半期（3～5月）が96.5%、第2四半期（6～8月）は同99.1%、当第3四半期（9～11月）には同103.6%まで大きく改善しました。また、季節商材の早期展開や商品動向に連動した仕入れコントロールの強化による在庫の削減に努め、当第3四半期の直営荒利益率が前年同四半期から0.3ポイント改善となったほか、設備費、人件費を中心とするコスト構造の見直しに引き続き取り組み、増収並びに営業利益が大幅増益となりました。

##### （スーパーマーケット事業等）

国内S M（スーパーマーケット）事業では、当期首より始動したマックスバリュ6社並びに㈱C F Sコーポレーションより分社化したイオンキミサワ㈱をはじめとする各社が、より地域に根ざした店舗運営に努めるとともに、お客さまのニーズや競争環境に対応した店舗フォーマットによる新規出店並びに既存店の改装を進めました。厳しい消費環境のなか、低価格と高品質を両立した商品展開がお客さまからご支持いただき、国内S M事業合計の既存店売上高は、当第3四半期の3ヶ月連続で前年同月を上回りました。また、コスト構造改革を継続したことにくわえ、グループの機能会社を活用した商品の共同調達や「トップバリュ」の展開を拡大したことが寄与し、国内S M事業合計で増収増益となりました。

ミニストップ㈱は、国内では、当期から取り組みを開始した加盟店に対する品揃えサポートを弁当、調理パン、デザート等においてより一層強化しました。また、9月末のたばこの増税による値上がりを前にした駆け込み需要への対応、10月と11月には携帯電話向けのモバイルサイト会員を対象とした店内加工ファストフード部門のコーヒーを無料で提供する販促を期間限定で実施する等、お客さまの来店頻度向上に努め、既存店の平均日販売売上高は前年同四半期実績を上回りました。海外では、韓国ミニストップ㈱が順調な出店や天候に対応した品揃えを強化し増収増益となる等、同社連結業績においても増収並びに大幅増益となりました。

#### （アジアにおける総合小売事業）

アジアの総合小売事業（第3四半期連結会計期間の対象期間は7月から9月）において、中国では、活発な個人消費や企業による投資を背景に、中国国内経済が回復基調となり、売上高を順調に伸ばしました。9月の中秋節に合わせた関連商品や「安全・安心」及び品質にこだわった商品の品揃え強化、並びにきめ細かい売場づくりに努めたものの、大型店舗の改装着工による売場縮小等により、当社連結業績への影響は減収増益となりました。

イオンマレーシア（AEON Co. (M) Bhd.）では、地域行事に対応した品揃え等により直営売上高が前年同四半期実績に比べ伸長したものの、第1四半期会計期間よりコンセッショナリー売上高を純額表示に変更したことにより、当社連結業績への影響は減収（前年同四半期実績を当期の処理に合わせて比較すると増収）となりました。衣料をはじめプライベートブランドを強化し、収益向上に努めたほか、経費コントロールを順調に進め、当社連結業績への影響は大幅増益となりました。イオンタイランド（AEON (Thailand) CO., LTD.）においては、お客さまの低価格志向が根強いなかでも、母の日やチャイニーズハーフイヤー等の行事に応じた品揃えや売場づくりを強化するとともに、重点商品の拡販やコスト構造改革を進めたことにより、当社連結業績への影響は増収増益となりました。

以上の結果、総合小売事業の営業収益は1兆27億25百万円（対前年同四半期比103.4%）、営業利益は80億97百万円（前年同四半期より114億85百万円の改善）となりました。

#### 専門店事業

専門店事業各社は、気温やお客さまニーズの変化にきめ細かく対応した品揃えや売場の見直しにくわえ、在庫コントロールによる荒利益率の改善及び引き続きコスト構造改革による収益性向上に取り組みました。㈱コックスは、平成22年8月21日付で㈱ブルーグラスと合併し、商品の企画・調達から物流・販売までのマーチャндаイジング改革、S P A事業の再構築に取り組むとともに、経営統合によるコスト削減効果の創出に努め、前年同四半期より利益改善となりました。また、㈱未来屋書店では、売れ筋商品の展開強化や提案力のある売場づくりが奏功し、増収増益となったほか、㈱メガスポーツにおいては、猛暑の影響もあり需要の高まったアウトドア用品等の品揃えを強化するとともに、より一層のコスト削減に努め、増収増益となりました。

以上の結果、専門店事業の営業収益は1,307億15百万円（対前年同四半期比103.0%）、営業利益は9億45百万円（同264.4%）となりました。

#### ディベロッパー事業

イオンモール(株)は、第3四半期連結会計期間において、海外で中国2号店となるイオンモール天津TEDA(天津市)の1ヶ所を開設しました。また、3ヶ所のSCでリニューアルを実施するとともに、積極的なテナント誘致に取り組み、当第3四半期連結会計期間末における空床率は期首より改善しました。既存49SCの専門店売上高、来店客数、及び来車台数は前年同四半期を上回って伸長したほか、SCオペレーションの効率化を中心としたコスト構造改革を継続的に推進したことも寄与し、増収並びに営業利益が大幅増益となりました。

以上の結果、ディベロッパー事業の営業収益は417億96百万円(対前年同四半期比104.6%)、営業利益は102億73百万円(同105.2%)となりました。

#### サービス等事業

イオンディライト(株)は、平成22年9月1日付でチェルト(株)と合併し、総合ファシリティマネジメントサービス企業として営業拡大に取り組みました。営業収益については、新たにグループ外の商業施設で業務を受託するほか、既存の顧客企業に対し建物の総合管理事業に代わり、新たに資材調達や自動販売機の設置を提案する等、収益源の多様化を進め増収となりました。また、設備管理事業や資材関連事業等で収益性改善に向けた取り組みを進めたほか、統合シナジーを最大化すべく、事務所や管理部門の統合を積極的に実施し、コスト削減に努めたこと等により増益となりました。

(株)イオンファンタジーは、「お子さまの健全な育成」をサポートする創育事業を国内事業の柱とすべく、「ファンタジースキッズガーデン」の既存店導入に取り組んだほか、国内既存事業において売上構成比の大きい景品獲得ゲーム部門の強化を進めました。当第3四半期の3ヶ月間は、売上高が前年同四半期実績を上回った景品獲得ゲーム部門をはじめ、当期首から取り組んできた施策等により増収増益となりました。

イオンシネマズ(株)は、設備の早期導入を進めた3D作品への動員や会員数を順調に拡大し、これにともなう飲食売上高の伸びも貢献する等、増収増益となりました。

イオンクレジットサービス(株)は、国内のクレジットカード事業では、会員募集を継続して推進したことにより、有効会員数が第2四半期末より20万人純増の1,877万人に拡大したほか、イオングループの店舗との共同企画の実施等によりカードショッピング取扱高は対前年同四半期比118.3%となりました。新規事業については、電子マネー事業において引き続きイオンの電子マネー「WAON」の発行枚数や利用可能箇所数の増加及び他社発行の電子マネーの精算代行業務取り扱い拡大等による収益強化に努めました。銀行代理業においては、順調に口座数や住宅ローンの取り扱いを拡大したほか、ATM共同事業においては、イオングループのSCやコンビニエンスストアへのATMを増設、さらにネット事業において同社、(株)イオン銀行、イオン保険サービス(株)の3社が提供するネットサービスを統合した総合金融ポータルサイト「暮らしのマネーサイト」を新設する等、新たな収益源としての営業基盤を拡充しました。結果、国内事業は、当第3四半期では増収に転じ、新規事業への投資を継続して強化する一方、既存オペレーションのコスト削減を徹底したことにより増益となりました。海外事業においては、堅調な景気回復を背景に会員募集の強化をはかるとともに、現地提携先企業との共同企画等を実施し、カード利用を促進したことで取扱高を順調に伸ばしました。同社連結業績は、当期より電子マネー収益の取扱方法の見直しを行った影響もあり、第2四半期連結累計期間までは減収となりましたが、当第3四半期連結会計期間においては増収となりました。しかしながら、タイにおける貸倒引当基準の厳格化等により減益となりました。

以上の結果、サービス等事業の営業収益は2,652億44百万円(対前年同四半期比96.3%)、営業利益は105億45百万円(同91.5%)となりました。

所在地別セグメントの業績は、日本セグメントが営業収益1兆1,600億63百万円(対前年同四半期比105.4%)、営業利益は249億43百万円(同194.1%)、アジア等セグメントが営業収益686億11百万円(同93.4%)、営業利益は39億26百万円(同112.8%)となっております。

なお、前連結会計年度末において当社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.)の子会社）は、平成22年4月7日付で当社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、当社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結会計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。当第3四半期連結会計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が25百万円であります。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末から465億41百万円増加し、3兆8,318億29百万円（前期末比101.2%）となりました。主な増加の要因は、金融子会社の割賦売掛金の増加等により受取手形及び売掛金が1,367億95百万円、債権流動化に伴う信託受益権の増加等により投資有価証券が361億88百万円増加した一方、現金及び預金が154億60百万円、営業貸付金が1,143億27百万円減少したこと等によるものです。

負債は、前連結会計年度末から77億96百万円減少し、2兆6,330億56百万円（同99.7%）となりました。主な減少の要因は、有利子負債が482億38百万円減少した一方、専門店売上の預り金を含むその他流動負債が345億89百万円増加したこと等によるものです。

純資産は、前連結会計年度末から543億38百万円増加し、1兆1,987億72百万円（同104.7%）となりました。主な増加の要因は、利益剰余金が361億36百万円、(株)CFSコーポレーションの連結子会社化等により少数株主持分が195億71百万円増加したことによるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べて634億68百万円増加し、2,628億26百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による結果、増加した資金は1,159億40百万円（前年同四半期比309.7%）となりました。前第3四半期連結会計期間に比べ785億7百万円増加した主な要因は、売上債権の増減額が1,092億56百万円増加した一方で、営業貸付金の増減額が635億円減少し、その他の資産・負債の増減額が680億77百万円、仕入債務の増減額が425億59百万円それぞれ増加したこと等による収入によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による結果、減少した資金は205億16百万円（前年同四半期比21.0%）となりました。前第3四半期連結会計期間に比べ774億8百万円支出減少した主な要因は、投資有価証券の取得による支出が313億6百万円、有形固定資産の取得による支出が242億77百万円減少したこと等によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による結果、減少した資金は289億89百万円（前年同四半期は1,329億24百万円の増加）となりました。前第3四半期連結会計期間に比べ1,619億14百万円減少した主な要因は、新株予約権付社債の発行による収入が1,000億円、社債の発行による収入が194億74百万円それぞれ減少したこと等によるものです。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等



(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

## 会社の支配に関する基本方針

### 基本方針の内容及びその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めてきており、この理念がイオンの企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものであります。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記のイオンの企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

### 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所(証券取引所)に上場し自由な売買が可能ですが、時として短期的な利益を追求するグループ等による買収が、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものと考えことから、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、充分かつ正確な情報と十分な時間の下にご判断いただけるよう、また、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為への対策として、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針(買収防衛策)の改定に関する件」を平成21年5月14日開催の第84期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%を超える株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者の概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買取資金源、買収後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルール遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間(60日間または90日間)内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会及び独立委員会においては、判断の客観性を更に高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売上げが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合等には、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることといたしました。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただくなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施してまいります。例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしてまいります。

なお、この買収防衛策の有効期間は3年間(平成21年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで)であります。

### 上記の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者らの概要だけでなく、資金面の背景及び資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念(上記基本方針)に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針及び当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、当社連結子会社のイオンモール㈱がイオンモール新瑞橋の不動産流動化を行っております。同SCの建物を信託した上で、当該信託受益権を140億円で事業会社へ譲渡したものであります。譲渡後もイオンモール㈱は同一不動産を一括賃借し、従来通り同SCの運営を行っております。当該事業会社は当社グループと資本関係及び人的関係はございません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第3四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第3四半期連結会計期間において完了したものはありません。

第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の除却、売却のうち、当第3四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりです。

会社名	事業の種類別セグメントの名称	事業所名(所在地)	区分	予算金額(百万円)	既支払額(百万円)	資金調達方法	工事開始又は開始予定	完成予定
イオンリテール㈱	総合小売	(仮称)七戸ショッピングセンター (青森県上北郡)	新設	1,768	57	自己資金及び借入金	平成22年12月	平成23年7月
イオンモール㈱	ディベロッパー	(仮称)イオンモール福津 (福岡県福津市)	新設	23,000	7,629	自己資金、社債及び借入金	平成23年6月	平成24年春

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	800,446,214	800,446,214	株式会社東京証券 取引所(市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	800,446,214	800,446,214		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 第1回新株予約権(第1回株式報酬型ストックオプション)

平成18年5月12日の株主総会の特別決議及び平成19年4月4日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成19年5月21日～ 平成34年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

## 第2回新株予約権

平成18年10月4日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	918
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1、3、4
新株予約権の行使期間	平成18年10月23日～ 平成28年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7、8

(注) 1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正後行使価額又は調整後行使価額が当初行使価額(3,196円)を下回った場合には、交付される株式数は増加します。
  - (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について  
本新株予約権の行使価額は、平成18年11月6日以降、各行使の効力発生日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日の毎日の売買高加重平均価格の平均値の97.5%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)に修正されます。
  - (3) 行使価額の下限等  
本項第(2)号に従い、かかる算出の結果、修正された行使価額が本新株予約権の割当日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた金額(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、目的となる株式の数の上限及び資金調達額の下限については、(注)2をご参照下さい。
  - (4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。(注)7「新株予約権の消却事由及び消却の条件」をご参照下さい。
  - (5) 本新株予約権の行使についての所有者との取り決めは、(注)6記載のとおりコミットメント契約を締結しております。
  - (6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との取り決めの内容  
所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式の数の範囲内で行う当社の普通株式の売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的とした当社の普通株式の借株を行わない旨を取り決めております。ただし、本新株予約権の行使ができなくなった場合はこの限りではありません。  
所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式を第三者に売却し又はその他処分をする場合には、米国1933年証券法に基づく登録又はかかる登録からの免除規定に従ってこれを行うものとします。
- 2 本新株予約権の目的となる株式の数  
本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、金10,000,000円を新株予約権の行使価額で除した数とし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた数とします。

3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額に割当株式数を乗じた額とし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式 1 株あたりの払込金額(行使価額)は、当初金3,196円とします。ただし、行使価額は(注) 1 (2)(3)又は(注) 4 に定めるところに従い修正又は調整されます。

4 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株式を発行する場合、又は自己株式の処分を行う場合等により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により行使価額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てます。)を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・1株あたりの処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- 5 本新株予約権の行使による 1 株あたり発行価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、本新株予約権の払込金額の総額(321百万円)を加えた額を新株予約権の目的となる株式の数で除した額とし、資本組入額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額(1 円未満の端数が生じたときはその端数は切り上げます。)とします。

- 6 当社は割当先との間で本新株予約権の行使に関し、次の内容のコミットメント契約を締結しています。

- (1) 割当先は、行使期間中の毎年 6 月と12月の第 2 月曜日から始まる10取引日の間に51個を基本とした新株予約権を行使する義務があるものとします。なお、各行使個数については、当社よりの申し入れにより調整されることがあります。
- (2) 当社は、割当先に対し、新株予約権を 1 個315,000円で買取請求することができるものとします。

7 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、会社法第273条第 2 項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第 2 項及び第274条第 3 項)の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の 2 週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個あたり金315,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は当社代表執行役が別途定める一部を取得することができます。残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表執行役は抽選その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社代表執行役の決定)で承認されたときは、会社法第273条第 2 項の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の 2 週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個あたり金315,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。

- 8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)を行う場合は、(注) 7 (2)により当社が本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付します。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、(注) 1 から(注) 7 に記載の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継新株予約権の行使価額に当該各承継新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。承継新株予約権の行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し、(注) 1 (2)(3)及び(注) 4 に準じた修正又は調整がなされるものとします。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項  
表「新株予約権の行使の条件」欄及び(注) 7 に準じて決定します。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 5 に準じて決定します。



第3回新株予約権(第2回株式報酬型ストックオプション)

平成19年5月11日の報酬委員会による決議及び平成20年4月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	813
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,300 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年5月21日～ 平成35年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとします。

第4回新株予約権(第3回株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月15日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年11月21日～ 平成35年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 711 資本組入額 356 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとします。

第5回新株予約権(第4回株式報酬型ストックオプション)

平成21年4月14日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年5月21日～ 平成36年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 765 資本組入額 383 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとします。

第6回新株予約権(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,984
新株予約権の数(個)	49,984
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,243,147 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	904.8 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日～ 平成24年11月20日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 904.8 資本組入額 453 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注)2記載の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。  
転換価額は、当初、908円としております。ただし、転換価額は下記(1)～(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整するものとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。

(1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。）

(2) 振替機関が必要であると認めた日

(3) 平成24年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

(4) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

(5) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。

- 5 当社が、組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限り、）は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)～(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとします。

(1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額  
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日（当社が上記(注)3(5)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めないものとします。

第7回新株予約権(第7回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,995
新株予約権の数(個)	49,995
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,891,344 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	927.7 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日～ 平成25年11月20日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 927.7 資本組入額 464 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注)2記載の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。  
転換価額は、当初、931円としております。ただし、転換価額は下記(1)～(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整するものとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。）
- (2) 本社債の利息が支払われる日の前営業日
- (3) 振替機関が必要であると認めた日

- (4) 平成25年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

- (5) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降

- (6) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとします。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。

- 5 当社が、組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限り、）は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)～(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとします。

- (1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。



- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額  
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日（当社が上記(注)3(6)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めないものとします。

第8回新株予約権(第5回株式報酬型ストックオプション)

平成22年5月13日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	998
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年7月21日～ 平成37年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 886 資本組入額 443 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	102	102
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	445,566	445,566
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	2,288	2,288
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,019	1,019

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日		800,446,214		199,054		264,963

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
 ん。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することが  
 できないため、直前の基準日である平成22年8月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,226,500  (相互保有株式) 普通株式 177,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 764,805,200	7,648,052	
単元未満株式	普通株式 236,614		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	800,446,214		
総株主の議決権		7,648,052	

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式等が以下のとおり含まれております。  
 イオン(株) 25株

【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) イオン(株)	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地1	35,226,500		35,226,500	4.40
(相互保有株式) (株)タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目 9番7号	177,900		177,900	0.02
計		35,404,400		35,404,400	4.42

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	1,069	1,123	1,056	1,007	968	947	928	1,013	1,090
最低(円)	896	1,034	912	909	894	888	883	891	940

(注) 上記の株価は東京証券取引所(市場第一部)によるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	278,966	294,427
受取手形及び売掛金	460,575	323,779
有価証券	3,251	3,372
たな卸資産	<sup>1</sup> 334,650	<sup>1</sup> 333,624
繰延税金資産	41,658	41,367
営業貸付金	308,997	423,324
その他	169,186	167,318
貸倒引当金	54,828	54,129
流動資産合計	1,542,457	1,533,085
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	936,258	934,161
工具、器具及び備品（純額）	113,583	119,140
土地	356,306	347,211
建設仮勘定	20,944	25,599
その他（純額）	9,638	6,534
有形固定資産合計	<sup>2</sup> 1,436,730	<sup>2</sup> 1,432,648
無形固定資産		
のれん	<sup>3</sup> 73,819	<sup>3</sup> 69,479
ソフトウェア	29,083	28,592
その他	15,773	21,743
無形固定資産合計	118,676	119,816
投資その他の資産		
投資有価証券	278,299	242,111
繰延税金資産	59,857	61,519
差入保証金	322,838	321,571
その他	89,109	91,141
貸倒引当金	16,140	16,607
投資その他の資産合計	733,964	699,737
固定資産合計	2,289,371	2,252,202
資産合計	3,831,829	3,785,288

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	658,823	637,470
短期借入金	70,040	89,180
1年内返済予定の長期借入金	215,778	183,203
1年内償還予定の社債	12,044	27,518
コマーシャル・ペーパー	7,000	7,000
未払法人税等	26,248	33,233
賞与引当金	31,280	15,183
店舗閉鎖損失引当金	8,561	3,770
ポイント引当金	10,536	7,981
その他の引当金	948	1,005
設備関係支払手形	35,232	27,890
その他	390,031	354,613
流動負債合計	1,466,528	1,388,050
固定負債		
社債	217,500	223,182
新株予約権付社債	99,979	99,998
長期借入金	571,099	616,213
繰延税金負債	6,265	13,140
退職給付引当金	7,794	13,413
店舗閉鎖損失引当金	2,524	8,244
利息返還損失引当金	17,985	22,840
その他の引当金	3,985	4,386
長期預り保証金	219,379	220,266
その他	20,015	31,116
固定負債合計	1,166,528	1,252,802
負債合計	2,633,056	2,640,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	199,054	199,054
資本剰余金	264,963	264,963
利益剰余金	486,087	449,950
自己株式	61,471	61,512
株主資本合計	888,634	852,456
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,049	718
繰延ヘッジ損益	1,552	1,863
為替換算調整勘定	13,057	9,340
評価・換算差額等合計	13,559	11,922
新株予約権	1,146	920
少数株主持分	322,551	302,980
純資産合計	1,198,772	1,144,434
負債純資産合計	3,831,829	3,785,288



(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
売上高	3,346,108	3,335,061
売上原価	2,415,876	2,436,101
売上総利益	930,231	898,960
その他の営業収入	381,714	397,240
営業総利益	1,311,946	1,296,201
販売費及び一般管理費	1,255,932 <sup>1</sup>	1,202,842
営業利益	56,013	93,358
営業外収益		
受取利息	2,258	2,689
受取配当金	727	815
負ののれん償却額	8,583	8,426
その他	9,077	8,079
営業外収益合計	20,647	20,011
営業外費用		
支払利息	9,363	8,314
持分法による投資損失	8,129	778
その他	5,063	3,148
営業外費用合計	22,556	12,241
経常利益	54,104	101,128
特別利益		
子会社株式売却益	-	17,425
退店違約金受入益	2,586	-
その他	9,301	13,288
特別利益合計	11,888	30,713
特別損失		
減損損失	13,271	8,787
利息返還損失引当金繰入額	14,000 <sup>2</sup>	-
その他	13,199	7,348
特別損失合計	40,470	16,136
税金等調整前四半期純利益	25,522	115,706
法人税、住民税及び事業税	30,685	46,911
法人税等調整額	6,444	177
法人税等合計	24,240	46,733
少数株主利益	11,207	19,851
四半期純利益又は四半期純損失( )	9,926	49,121

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	1,075,542	1,087,474
売上原価	774,239	792,532
売上総利益	301,302	294,941
その他の営業収入	125,598	139,706
営業総利益	426,901	434,648
販売費及び一般管理費	406,385	403,464
営業利益	20,516	31,183
営業外収益		
受取利息	684	643
受取配当金	166	179
負ののれん償却額	2,901	2,796
その他	2,738	2,492
営業外収益合計	6,490	6,111
営業外費用		
支払利息	3,077	2,697
持分法による投資損失	656	237
その他	1,245	802
営業外費用合計	4,979	3,737
経常利益	22,027	33,556
特別利益		
固定資産売却益	-	1,757
差入保証金回収益	-	1,874
退店違約金受入益	1,524	-
その他	2,497	2,949
特別利益合計	4,022	6,582
特別損失		
固定資産除却損	1,018	459
減損損失	1,709	981
その他	1,596	2,192
特別損失合計	4,324	3,633
税金等調整前四半期純利益	21,725	36,505
法人税、住民税及び事業税	11,518	17,570
法人税等調整額	486	3,776
法人税等合計	11,031	13,793
少数株主利益	5,937	7,218
四半期純利益	4,755	15,493

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	25,522	115,706
減価償却費	108,221	103,146
のれん償却額	5,824	5,265
負ののれん償却額	8,583	8,426
貸倒引当金の増減額（は減少）	23,826	24,845
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	12,333	4,855
賞与引当金の増減額（は減少）	12,316	16,210
退職給付引当金の増減額（は減少）	2,121	1,591
店舗閉鎖損失引当金の増減額（は減少）	926	893
受取利息及び受取配当金	2,986	3,505
支払利息	9,363	8,314
持分法による投資損益（は益）	8,129	778
減損損失	13,271	8,787
子会社株式売却損益（は益）	-	17,425
売上債権の増減額（は増加）	87,183	160,958
たな卸資産の増減額（は増加）	10,294	3,240
営業貸付金の増減額（は増加）	15,963	53,404
仕入債務の増減額（は減少）	3,855	18,386
その他の資産・負債の増減額	6,365	38,975
その他	2,116	971
小計	131,544	195,135
利息及び配当金の受取額	3,011	3,477
利息の支払額	9,085	8,399
法人税等の支払額	50,971	54,401
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,498	135,811
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	4,256	2,196
有価証券の売却による収入	4,489	4,309
有形固定資産の取得による支出	258,858	139,977
有形固定資産の売却による収入	4,065	27,694
投資有価証券の取得による支出	47,630	4,840
投資有価証券の売却による収入	1,405	3,113
事業譲渡による収入	6,043	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	287	1,671
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	10,925
貸付金の回収による収入	-	44,907
差入保証金の差入による支出	11,196	5,695
差入保証金の回収による収入	19,582	17,581
預り保証金の受入による収入	11,884	12,895
預り保証金の返還による支出	17,584	14,816
その他	1,633	758
投資活動によるキャッシュ・フロー	290,133	67,037

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	26,976	18,787
長期借入れによる収入	213,163	127,634
長期借入金の返済による支出	110,291	143,456
社債の発行による収入	56,620	6,408
新株予約権付社債の発行による収入	100,000	-
社債の償還による支出	26,604	27,549
配当金の支払額	13,008	15,304
少数株主への配当金の支払額	8,962	9,065
その他	1,677	372
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>236,217</b>	<b>80,492</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,276	5,975
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	21,859	17,694
現金及び現金同等物の期首残高	224,625	280,521
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,344	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	252,830	1 262,826

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日至平成22年11月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>以下の11社を新たに連結子会社としました。</p> <p>設立：トップパリュコレクション㈱            AEON MALL(TIANJIN)BUSINESS CO.,LTD.            Eternal 5 Special Purpose Vehicle Co.,Ltd.            ㈱れこっず</p> <p>株式取得：イオン少額短期保険㈱</p> <p>株式の追加取得：            ㈱CFSコーポレーション            ㈱きずなフーズ            ㈱ヤン・ヤン            ㈱きずな総合開発            イオンキミサワ㈱            クレアーズ日本㈱</p> <p>以下の19社を連結から除外しました。</p> <p>株式売却：THE TALBOTS, INC.            TALBOTS INTERNATIONAL RETAILING LTD., INC.            TALBOTS(CANADA), INC.            TALBOTS(U.K.)RETAILING LTD.            TALBOTS(CANADA)CORPORATION            TALBOTS CLASSICS FINANCE COMPANY, INC.            TALBOTS CLASSICS NATIONAL BANK            TALBOTS IMPORT,LLC            THE TALBOTS GROUP,LP            Talbots Classics, Inc.            J Jill GP            J Jill LLC            Birch Pond Realty Corporation            Tailor Acquisition, Inc.</p> <p>合併：㈱ブルーグラス            チェルト㈱            エムエス九州㈱            ㈱コンドウ薬局</p> <p>清算：㈱シーズンセレクト</p> <p>イオンフードサプライ㈱は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：㈱フードサプライジャスコ)</p> <p>イオン少額短期保険㈱は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：MC少額短期保険㈱)</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>以下の3社を持分法適用会社から除外しました。</p> <p>連結子会社へ移行：            ㈱CFSコーポレーション            クレアーズ日本㈱</p> <p>株式交換：㈱イレブン</p> <p>持分法適用関連会社であるグローウェルホールディングス株式との株式交換によるものであります。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
3 会計処理基準に関する事項の変更	(企業結合に関する会計基準等) 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
	(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれていた「貸付金の回収による収入」は、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間に「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「貸付金の回収による収入」は319百万円であります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
	(四半期連結損益計算書関係) 1 前第3四半期連結会計期間において、「特別利益」の「その他」に含まれていた「固定資産売却益」は、当第3四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間に「特別利益」の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は619百万円であります。 2 前第3四半期連結会計期間において、「特別利益」の「その他」に含まれていた「差入保証金回収益」は、当第3四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間に「特別利益」の「その他」に含まれる「差入保証金回収益」は519百万円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)																																																
<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">326,176</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">8,473</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">334,650</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">1,012,105</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>3 のれん及び負ののれん</p> <p>のれん及び負ののれんは相殺表示しております。 相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">96,034</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">22,215</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">73,819</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 (借入債務等の保証額)</p> <p>(1) 取引先等の借入金に対する保証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般顧客</td> <td style="text-align: right;">8,694</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>上記金額には、外貨保証金額275百万円(21,972千元)が含まれております。</p> <p>(2) 経営指導念書等</p> <p>提出会社は、主要な関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差し入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(平成11年2月22日 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。</p> <p>(3) 特別目的会社等との取引</p> <p>一部の連結子会社は、フォレスト特定目的会社との間で、同社が当該連結子会社に賃貸する建物の建設資金の調達のために発行した社債の元本相当額(8,700百万円)を、建物の賃貸借期間終了時に同社へ支払い、当該建物の処分価額の一部等を同社から受取るとを約した契約を締結しております。</p> <p>一部の連結子会社は、(有)ネオパス・エフアイエス(特別目的会社)と建物賃貸借契約を締結しておりますが、解約不能期間終了時において同社が土地信託受益権を売却し売却損失が発生した場合には、当該売却損失のうち4,400百万円を限度額として同社に支払う契約を締結しております。但し、当該土地信託受益権の売却額が取得価額の50%を下回る場合には、当該連結子会社は上記の限度額に加え、売却額が取得価額の50%を下回った額の半分(最大で5,150百万円)についても、同社に支払う契約となっております。</p>	商品	326,176	百万円	原材料及び貯蔵品	8,473		計	334,650			1,012,105	百万円	のれん	96,034	百万円	負ののれん	22,215		差引	73,819		一般顧客	8,694	百万円	<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">327,035</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">6,589</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">333,624</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">988,489</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>3 のれん及び負ののれん</p> <p>のれん及び負ののれんは相殺表示しております。 相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">100,053</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">30,574</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">69,479</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 (借入債務等の保証額)</p> <p>(1) 取引先等の借入金に対する保証</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般顧客</td> <td style="text-align: right;">2,754</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> </table> <p>上記金額には、外貨保証金額225百万円(16,714千元)が含まれております。</p> <p>(2) 経営指導念書等</p> <p>同左</p> <p>(3) 特別目的会社等との取引</p> <p>同左</p>	商品	327,035	百万円	原材料及び貯蔵品	6,589		計	333,624			988,489	百万円	のれん	100,053	百万円	負ののれん	30,574		差引	69,479		一般顧客	2,754	百万円
商品	326,176	百万円																																															
原材料及び貯蔵品	8,473																																																
計	334,650																																																
	1,012,105	百万円																																															
のれん	96,034	百万円																																															
負ののれん	22,215																																																
差引	73,819																																																
一般顧客	8,694	百万円																																															
商品	327,035	百万円																																															
原材料及び貯蔵品	6,589																																																
計	333,624																																																
	988,489	百万円																																															
のれん	100,053	百万円																																															
負ののれん	30,574																																																
差引	69,479																																																
一般顧客	2,754	百万円																																															

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
<p>(有)タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付債権の一部(当第3四半期連結会計期間末現在9,295百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社が貸付債権を取得した場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当第3四半期連結会計期間末現在の解約不能期間の未経過リース料11,273百万円)を終了することができます。</p>	<p>(有)タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付債権の一部(当連結会計年度末現在9,815百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社が貸付債権を取得した場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当連結会計年度末現在の解約不能期間の未経過リース料13,299百万円)を終了することができます。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)																																																															
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>77,762</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>23,167</td><td></td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与</td><td>414,715</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>29,360</td><td></td></tr> <tr><td>法定福利及び厚生費</td><td>66,061</td><td></td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td>71,307</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>101,076</td><td></td></tr> <tr><td>修繕維持費</td><td>67,691</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>207,040</td><td></td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>5,824</td><td></td></tr> </table> <p>2 利息返還損失引当金繰入額</p> <p>金融サービスを営む一部の連結子会社は、利息返還損失引当金について、平成21年1月の利息返還請求権の消滅時効に関する最高裁判決以降、当期において返還実績が増加傾向になっていることに加え、総量規制の導入に向けて今後さらに増加する可能性を踏まえ、第2四半期連結会計期間において将来の利息返還見込額を抜本的に見直しました。</p> <p>これによる今後の返還見込額と第2四半期末時点における従来の見積金額との差額14,000百万円を特別損失に計上しております。</p>	広告宣伝費	77,762	百万円	貸倒引当金繰入額	23,167		従業員給料及び賞与	414,715		賞与引当金繰入額	29,360		法定福利及び厚生費	66,061		水道光熱費	71,307		減価償却費	101,076		修繕維持費	67,691		地代家賃	207,040		のれん償却額	5,824		<table> <tr><td>販売費及び一般管理費の主なもの</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>71,070</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>25,291</td><td></td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与</td><td>397,142</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>31,280</td><td></td></tr> <tr><td>法定福利及び厚生費</td><td>63,856</td><td></td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td>69,726</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>96,274</td><td></td></tr> <tr><td>修繕維持費</td><td>63,992</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>203,032</td><td></td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>5,265</td><td></td></tr> </table>	販売費及び一般管理費の主なもの			広告宣伝費	71,070	百万円	貸倒引当金繰入額	25,291		従業員給料及び賞与	397,142		賞与引当金繰入額	31,280		法定福利及び厚生費	63,856		水道光熱費	69,726		減価償却費	96,274		修繕維持費	63,992		地代家賃	203,032		のれん償却額	5,265	
広告宣伝費	77,762	百万円																																																														
貸倒引当金繰入額	23,167																																																															
従業員給料及び賞与	414,715																																																															
賞与引当金繰入額	29,360																																																															
法定福利及び厚生費	66,061																																																															
水道光熱費	71,307																																																															
減価償却費	101,076																																																															
修繕維持費	67,691																																																															
地代家賃	207,040																																																															
のれん償却額	5,824																																																															
販売費及び一般管理費の主なもの																																																																
広告宣伝費	71,070	百万円																																																														
貸倒引当金繰入額	25,291																																																															
従業員給料及び賞与	397,142																																																															
賞与引当金繰入額	31,280																																																															
法定福利及び厚生費	63,856																																																															
水道光熱費	69,726																																																															
減価償却費	96,274																																																															
修繕維持費	63,992																																																															
地代家賃	203,032																																																															
のれん償却額	5,265																																																															



第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費 23,563 百万円	広告宣伝費 24,264 百万円
貸倒引当金繰入額 8,503	貸倒引当金繰入額 8,692
従業員給料及び賞与 131,826	従業員給料及び賞与 127,248
賞与引当金繰入額 14,160	賞与引当金繰入額 15,663
法定福利及び厚生費 21,738	法定福利及び厚生費 21,460
水道光熱費 22,795	水道光熱費 25,648
減価償却費 33,473	減価償却費 32,235
修繕維持費 20,455	修繕維持費 22,289
地代家賃 68,310	地代家賃 67,376
のれん償却額 1,943	のれん償却額 1,771

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在)
現金及び預金 270,306百万円	現金及び預金 278,966百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 13,249	預入期間が3ヶ月超の定期預金 13,850
負の現金同等物としての当座借越 3,056	負の現金同等物としての当座借越 710
保険料預り金等 1,170	保険料預り金等 1,579
現金及び現金同等物 252,830百万円	現金及び現金同等物 262,826百万円
	2 貸付金の回収による収入 当連結会計年度の期首において連結の範囲から除外した米国のタルボット社からの貸付金の返済額(44,480百万円)を含んでおります。

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	800,446

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	35,297

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	289
	ストック・オプション としての新株予約権		328
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権		529
合計			1,146

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月14日 取締役会	普通株式	15,304	20	平成22年2月28日	平成22年4月26日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、記念配当3円を含んでおります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	958,220	124,674	27,413	90,832	1,201,140		1,201,140
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	11,091	2,177	12,555	184,652	210,476	(210,476)	
計	969,311	126,852	39,968	275,484	1,411,617	(210,476)	1,201,140
営業利益又は営業損失( )	3,387	357	9,761	11,530	18,262	2,253	20,516

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	992,827	127,598	29,309	77,445	1,227,180		1,227,180
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	9,897	3,116	12,487	187,799	213,300	(213,300)	
計	1,002,725	130,715	41,796	265,244	1,440,481	(213,300)	1,227,180
営業利益	8,097	945	10,273	10,545	29,862	1,320	31,183

(注) 1 事業区分の方法

事業は、グループ内の事業展開を基準として区分しております。

2 各事業区分の主要な内容

- (1) 総合小売事業.....ゼネラル・マーチャндаイズ・ストア(GMS)、スーパーマーケット、コンビニエンスストア及び百貨店等
  - (2) 専門店事業.....婦人服、ファミリーカジュアルファッション、ヘルス&ビューティー及び靴等を販売する専門店
  - (3) ディベロッパー事業...商業施設を開発・賃貸運営するディベロッパー
  - (4) サービス等事業.....金融、アミューズメント、外食、店舗メンテナンス、卸売業等
- (注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	2,969,208	398,049	84,282	276,281	3,727,822		3,727,822
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	33,651	5,083	37,583	516,114	592,433	(592,433)	
計	3,002,860	403,133	121,866	792,395	4,320,256	(592,433)	3,727,822
営業利益又は営業損失 ( )	2,153	3,508	26,749	31,103	52,191	3,822	56,013

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	3,010,554	380,197	87,652	253,898	3,732,302		3,732,302
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	26,121	8,486	38,252	555,449	628,310	(628,310)	
計	3,036,676	388,683	125,905	809,347	4,360,612	(628,310)	3,732,302
営業利益	29,738	2,517	27,908	27,601	87,766	5,592	93,358

(注) 1 事業区分の方法

事業は、グループ内の事業展開を基準として区分しております。

2 各事業区分の主要な内容

- (1) 総合小売事業.....ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア(GMS)、スーパーマーケット、コンビニエンスストア及び百貨店等
- (2) 専門店事業.....婦人服、ファミリーカジュアルファッション、ヘルス&ビューティー及び靴等を販売する専門店
- (3) ディベロッパー事業...商業施設を開発・賃貸運営するディベロッパー
- (4) サービス等事業.....金融、アミューズメント、外食、店舗メンテナンス、卸売業等

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	1,100,398	28,365	72,377	1,201,140		1,201,140
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	259		1,075	1,334	(1,334)	
計	1,100,658	28,365	73,452	1,202,475	(1,334)	1,201,140
営業利益	12,851	2,321	3,482	18,655	1,860	20,516

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ

アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
フィリピン、オーストラリア、

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

	日本 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	1,159,539	67,641	1,227,180		1,227,180
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	523	969	1,493	(1,493)	
計	1,160,063	68,611	1,228,674	(1,493)	1,227,180
営業利益	24,943	3,926	28,869	2,313	31,183

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社(AEON(U.S. A.), INC.)の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことから、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結会計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。なお、当第3四半期連結会計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が25百万円であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	3,412,117	104,051	211,653	3,727,822		3,727,822
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	687		2,290	2,977	(2,977)	
計	3,412,805	104,051	213,943	3,730,800	(2,977)	3,727,822
営業利益	42,222	129	9,402	51,753	4,259	56,013

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ

アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
フィリピン、オーストラリア、

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

	日本 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	3,528,981	203,320	3,732,302		3,732,302
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,754	2,829	4,583	(4,583)	
計	3,530,736	206,149	3,736,886	(4,583)	3,732,302
営業利益	75,746	11,101	86,847	6,511	93,358

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社 (THE TALBOTS, INC. : イオンUSA社(AEON(U.S. A.), INC.)の子会社) は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結累計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。なお、当第3四半期連結累計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が170百万円であります。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)

	北米	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	28,365	72,377	100,742
連結営業収益(百万円)			1,201,140
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	2.4	6.0	8.4

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ

アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、  
ベトナム、フィリピン、オーストラリア

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	67,641	67,641
連結営業収益(百万円)		1,227,180
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	5.5	5.5

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社 (THE TALBOTS, INC. : イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.))の子会社)は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、当第3四半期連結会計期間における「北米」の海外営業収益は零となっております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)

	北米	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	104,051	211,653	315,704
連結営業収益(百万円)			3,727,822
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	2.8	5.7	8.5

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ

アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、  
ベトナム、フィリピン、オーストラリア

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	203,320	203,320
連結営業収益(百万円)		3,732,302
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	5.4	5.4

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社 (THE TALBOTS, INC. : イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.))の子会社)は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、当第3四半期連結累計期間における「北米」の海外営業収益は零となっております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。



(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
1株当たり純資産額 1,143円67銭	1株当たり純資産額 1,098円56銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,198,772	1,144,434
普通株式に係る純資産額(百万円)	875,074	840,533
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	322,551	302,980
普通株式の発行済株式数(千株)	800,446	800,446
普通株式の自己株式数(千株)	35,297	35,319
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	765,148	765,126

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額( ) 12円97銭	1株当たり四半期純利益金額 64円20銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 56円22銭

(注) 1 なお、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(百万円)	9,926	49,121
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(百万円)	9,926	49,121
普通株式の期中平均株式数(千株)	765,123	765,142
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
連結子会社が発行した新株予約権に係る持分変動 差額		47
支払利息等(税額相当額控除後)		67
四半期純利益調整額(百万円)		19
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上 用いられた普通株式増加数(千株)		108,981
(うち新株予約権付社債)		(108,753)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6円22銭	1株当たり四半期純利益金額	20円25銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	6円13銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	17円68銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
四半期純利益金額(百万円)	4,755	15,493
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,755	15,493
普通株式の期中平均株式数(千株)	765,123	765,147
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
連結子会社が発行した新株予約権に係る持分変動 差額	25	54
支払利息等(税額相当額控除後)		19
四半期純利益調整額(百万円)	25	34
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上 用いられた普通株式増加数(千株)	6,215	109,402
(うち新株予約権付社債)	(6,042)	(109,134)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

(重要な後発事象)

<p>前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)</p>	<p>当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)</p>
<p>(重要な契約の締結) 連結子会社である米国のタルボット社 (THE TALBOTS, INC. 事業内容: 婦人服専門店、連結子会社であるイオンUSA社 (AEON(U.S.A.), INC.) の子会社) から、財務健全化のための資金調達策の提案を受け、平成21年12月7日付で当社の取締役会において当該提案を承認し、同年12月8日付で当社、BPW社 (BPW Acquisition Corp.) (1)、イオンUSA社及びタルボット社を契約当事者として、イオンUSA社が保有するタルボット社の全株式をタルボット社に譲渡し、当社及びイオンUSA社がタルボット社に対して保有する債権の返済を受ける株式譲渡・債権回収に係る契約 (以下、本件契約という) を締結しました。</p> <p>ただし、本件契約が成立するためには、下記1.に記載のタルボット社の100%子会社であるTailor Acquisition, Inc.とBPW社の合併が成立することが要件となります。</p> <p>本件契約の概要等は次のとおりです。</p> <p>1. 本件契約の内容</p> <p>本件契約では、イオンUSA社が保有する全てのタルボット株式 (29.9百万株、持分比率54%) を、タルボット社に譲渡し、同時にタルボット社は、当社及びイオンUSA社に対する借入金の全額486.5百万米ドル (43,386百万円、平成21年12月29日時点の残高) を返済することとなっています。本件契約の完了後は、タルボット社は当社の連結範囲から除外されることとなります。</p> <p>本件契約が実行されるためには、タルボット社、タルボット社の100%子会社であるTailor Acquisition, Inc.とBPW社の3社により平成21年12月8日付で締結された合併契約により、Tailor Acquisition, Inc.とBPW社の合併が成立する必要があります。当該合併契約の成立のための主な条件は以下のとおりであり、当該合併契約に定められた全ての条件を満たすことが必要となります。</p> <p>BPW社の存続期限である平成22年2月26日までに、同社の株主総会で過半数の株主が合併契約を承認し、かつ、タルボット社株式へ交換されず現金償還されるBPW社株式 (同社の上場時発行分) の合計額が35%未満であること。</p> <p>BPW社の新株予約権 (同社の上場時発行分) の少なくとも90%の保有者が、当該新株予約権をタルボット社の普通株式またはタルボット社の新株予約権に交換することに合意すること。</p> <p>タルボット社が、第三者から200百万米ドル (17,836百万円) の資金を調達すること。なお、合併契約の成立等を条件として、タルボット社は、継続的な運転資金のためにGEキャピタル (GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORPORATION) から上限200百万米ドル (17,836百万円) のシニア担保リボルビング信用枠のコミットメントレターを入手しています。</p>	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
<p>2. 株式譲渡及び債権回収の時期 イオンUSA社によるタルボット株式の譲渡及び当社及びイオンUSA社による債権回収は、合併契約が成立した後の3営業日以内になります。</p> <p>3. 本件契約の完了に伴い譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率 譲渡する株式の数：29,921,829株 譲渡価額：株式譲渡の対価として、イオンUSA社はタルボット社の新株予約権を100万個受け取ります。(2) 譲渡損益：本件契約の完了時期が確定しておらず、譲渡時の連結財務諸表上の簿価が算出できないことから、現時点では連結財務諸表に係る損益を合理的に見積もることができません。 譲渡後の持分比率：0% なお、株式譲渡対価としてイオンUSA社はタルボット社の新株予約権を100万個受け取ります。(2)</p> <p>1 BPW社(総資産350百万米ドル)は事業買収等を目的とした特別買収目的会社(Special Purpose Acquisition Company)としてアメリカン証券取引所に上場しています。</p> <p>2 イオンUSA社が株式譲渡対価として受け取るタルボット社の新株予約権100万個の行使条件は今後決定されるため、現時点では当該新株予約権の行使により転換できるタルボット社の株式数は算出できないことから、譲渡価額及び当該新株予約権を全てタルボット社の株式に転換した場合の持分比率は算出できません。</p> <p>(注) 上記米ドル金額の( )書きにて記載した円貨金額は、平成21年12月8日の換算レート(仲値)である1米ドル=89.18円にて換算しています。</p>	

## 2 【その他】

特記事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月12日

イオン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 陽一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小賀坂 敦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 葎葉子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月12日

イオン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 陽一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 葎葉子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。